



TNY India Newsletter

2025/5/15
No.20

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インドにおける派遣労働について
- 3 2025 年 3 月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関係するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、3月の法律・規則等の改正・制定情報とインドにおける派遣労働についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと幸いです。

インドにおける派遣労働について

日本の派遣労働に類似するものとして、インドでも、雇用主が労働者を直接雇用するのではなく、派遣元 (contractor) から派遣労働者 (contract labour) の派遣を受ける仕組みがあります。

派遣労働者 (contract labour) の直接の雇用主は派遣元 (contractor) であり、派遣労働者 (contract labour) と派遣先の間に直接の雇用関係は生じないため、派遣先が派遣労働者 (contract labour) の使用を停止したとしても解雇には当たりません。派遣労働者 (contract labour) は、厳しい解雇規制の対象とならない等、派遣先にとっては利用しやすい制度であり、多くの日系企業が利用しています。

派遣労働者に関しては、1970年派遣労働（規制及び禁止）法 (Contract Labour (Regulation and Abolition) Act, 1970。以下「派遣労働法」といいます) によって規律されています。

1. 派遣労働法の適用対象

派遣労働法は、①過去12ヶ月間のいずれかの日に20人以上の労働者 (workmen) を派遣労働者 (contract Labour) として受け入れるまたは受け入れていた全ての事業所、および、②過去12ヶ月間のいずれかの日に20人以上の労働者 (workmen) を雇用しているまたは雇用していた全ての派遣元 (contractor) に適用されます (派遣労働法1条(4))。なお、労働者 (workmen) の定義は、雇用条件が明示的であるか黙示的であるかを問わず、報酬を得て、熟練、半熟練または未熟練の肉体労働、監督的業務、技術的業務、事務作業を行う者を意味し、経営的または管理的立場にある者等は除かれます (派遣労働法2条(1)(i))。

同法の適用対象となる事業所は、派遣労働者 (contract labour) を受け入れる事業所としての登録をしなければならず (派遣労働法7条)、登録がなければ派遣労働者 (contract labour) を受け入れることはできません (派遣労働法9条)。

日本の派遣労働の場合、派遣先が何らかの登録を行う義務はありませんが、インドの場合、派遣労働者 (contract labour) を受け入れる側にも一定の登録義務があることには注意が必要です。

なお、同法の適用対象となる派遣元（contractor）についても派遣労働者（contract labour）の派遣を行うためには許認可の取得が必要です（派遣労働法12条）。

2. 派遣元（contractor）の義務

派遣元（contractor）は派遣労働者（contract labour）の直接の雇用主であり、賃金の支払いを含む様々な雇用主としての義務を負います。

派遣元（contractor）に付与される許認可には、労働時間、賃金、福利厚生等に関する条件を付すことができます（派遣労働法12条）。この点、1971年派遣労働（規制及び禁止）中央規則（The Contract Labour (Regulation and Abolition) Central Rules, 1971）25条(2)(v)は、許認可の条件として、派遣労働者（contract labour）が派遣先の正規労働者と同等の労働を行っている場合には、労働時間、賃金、休暇等の勤務条件について同等のものが適用されるべき旨を定めています。

派遣元（contractor）には許認可に付された条件を遵守する義務があり、許認可の条件に違反することは許認可の取消や停止の事由となります（派遣労働法14条）。

3. 派遣先の義務

派遣労働者（contract labour）の直接の雇用主は派遣元（contractor）であるため、派遣先が雇用主としての責任を負うことは基本的にはありません。

もっとも、派遣元（contractor）が派遣労働者（contract labour）に賃金を支払わない、または、少額しか支払わない場合には、派遣先が未払い分の賃金を支払う義務を負うこととなります（派遣労働法21条(4)）。派遣先がこのような賃金の支払いをした場合には、派遣元（contractor）に対して求償請求できます（同条）。

2025年3月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（3月1日～3月31日）

Issue Date	Title	Issuing Ministry
Mar 3	Relaxation in timeline for reporting of differential rights issued by AIFs	Securities Exchange Board of India
Mar 10	Master Circular on IRDAI (Actuarial, Finance and Investment Functions of Insurers) Regulations,2024	Insurance Regulatory Board of India
Mar 11	Faster Rights Issue with a flexibility of allotment to specific investor(s)	Securities Exchange Board of India
Mar 15	Implementation of Section 51A of UAPA, 1967: Updates to UNSC's 1267/1989 ISIL (Da'esh) & Al-Qaida Sanctions List: Amendments in 12 Entries	Ministry of Corporate Affairs
Mar 19	Framework on Social Stock Exchange ("SSE")	Securities Exchange Board of India
Mar 20	Reserve Bank of India (Financial Statements - Presentation and Disclosures) Directions, 2021: Clarifications	Reserve Bank of India
Mar 20	Online Filing System for reports filed under Regulation 10(7) of SEBI (Substantial Acquisition of Shares and Takeovers) Regulations, 2011	Securities Exchange Board of India
Mar 20	Disclosure of holding of specified securities in dematerialized form	Securities Exchange Board of India

Mar 21	Industry Standards on “Minimum information to be provided for review of the audit committee and shareholders for approval of a related party transaction”	Securities Exchange Board of India
Mar 24	Circular on Cyber Incident or Crisis Preparedness	Insurance Regulatory Board of India
Mar 25	Master Direction – Reserve Bank of India (Prudential Norms on Capital Adequacy for Regional Rural Banks) Directions, 2025	Reserve Bank of India
Mar 25	Gold Monetization Scheme (GMS), 2015 - Amendment	Reserve Bank of India
Mar 27	General Notification for Sale and Issue of Government of India Securities (including Treasury Bills and Cash Management Bills)	Reserve Bank of India
Mar 28	Extension of timelines for submission of offsite inspection data	Securities Exchange Board of India
Mar 28	Measures to facilitate ease of doing business with respect to framework for assurance or assessment, ESG disclosures for value chain and introduction of voluntary disclosure on green credits	Securities Exchange Board of India
Mar 28	Intraday Monitoring of Position Limits for Index Derivatives	Securities Exchange Board of I Securities Exchange Board of India
Mar 28	Amendment to Master Circular for Real Estate Investment Trusts (REITs) dated May 15, 2024	Securities Exchange Board of I Securities Exchange Board of India
Mar 28	Amendment to Master Circular for Infrastructure Investment Trusts (InvITs) dated May 15, 2024	Securities Exchange Board of I Securities Exchange Board of India
Mar 28	Extension towards Adoption and Implementation of Cybersecurity and Cyber Resilience Framework (CSCRF) for SEBI Regulated Entities (REs)	Securities Exchange Board of I Securities Exchange Board of India
Mar 29	Revised norms for Government Guaranteed Security Receipts (SRs)	Reserve Bank of India

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい

- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

Connaught Place (コンノート・プレイス) のアートギャラリーに足を運んでみました。

こちらのアートギャラリーは、1936年設立とのことで、インドで最も歴史ある現代アートギャラリーだそうです。

日本ではなかなか知ることのできないインドの現代アートの世界を覗くことができ、楽しい時間でした。



本稿は、2025年 5月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>